経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一　検討条項の追加　（新附則第７条第１項関係）

政府は、速やかに、経済活動に関し国家及び国民の安全を損なう事態を防止するために必要な措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討条項を追加する。

二　施行期日　（附則第１条第１号関係）

一は公布の日から施行する。